

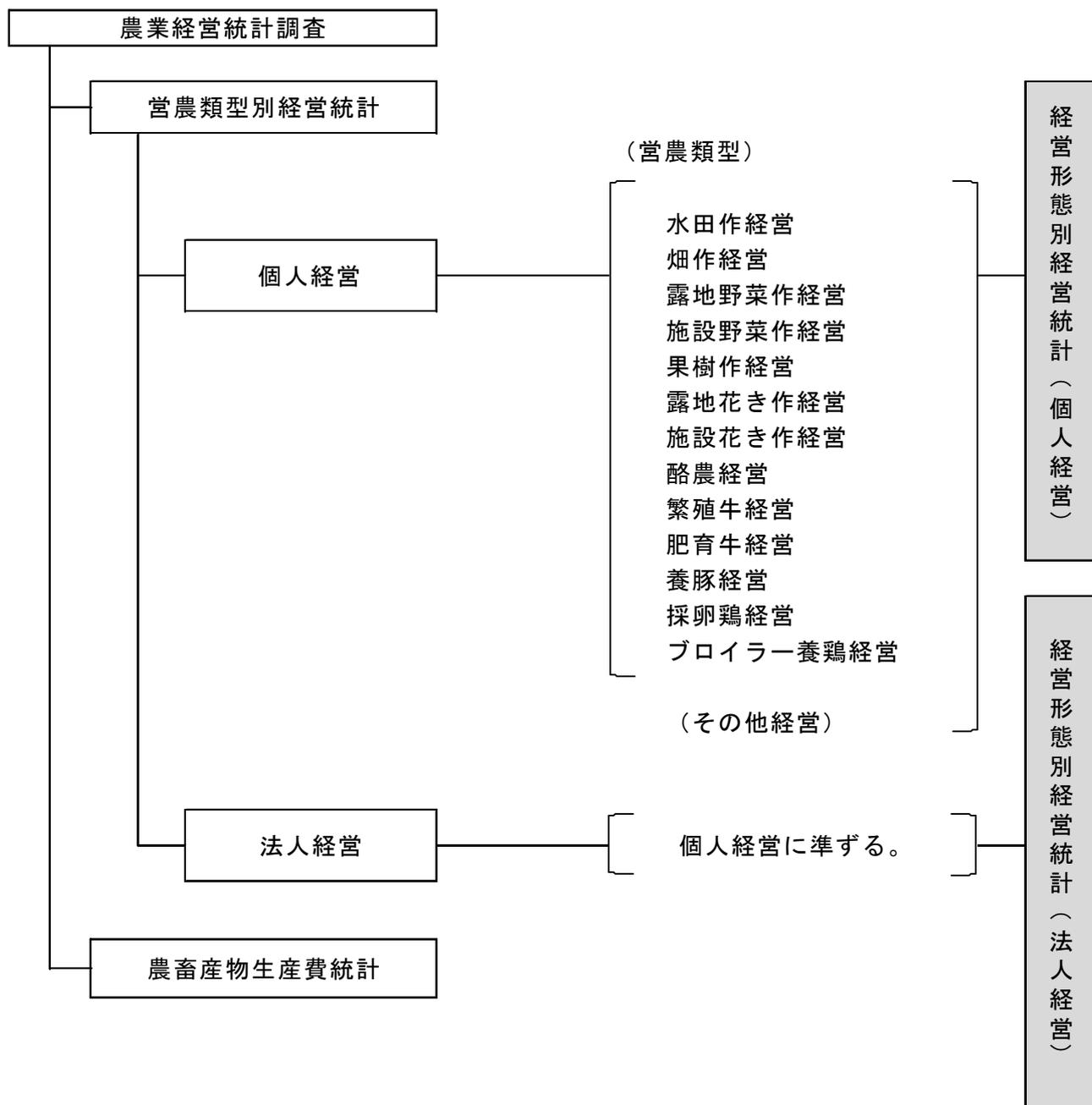
VI 農業経営の部

解 説

この部には、「農業経営統計調査」から、「経営形態別経営統計（個人経営）」及び「経営形態別経営統計（法人経営）」結果について収録した。

1 調査の概要（農業経営統計調査）

(1) 調査体系



(2) 調査対象

ア 個人経営

2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、農業生産物の販売を目的とする経営体で、

世帯による農業経営を行い、法人格を有しない経営体を対象とした。

イ 法人経営

2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、農業生産物の販売を目的とする経営体で、法人化して事業を行う経営体を対象とした。

ただし、水田作経営のうち集落営農については、集落営農実態調査（平成27年2月1日現在）で把握された経営体を対象とした。

(3) 調査期日

ア 個人経営

当年1月から12月までの1年間

イ 法人経営

調査対象経営体ごとに当年4月から翌年3月までに迎えた決算期の終了月前1年間

(4) 調査方法

原則として、職員又は統計調査員が調査票を配布し、調査対象経営体が記入し、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員による訪問により回収した。

なお、調査対象経営体で作成している決算書類等について、協力が得られる場合には、調査票の提出に代えて、当該書類を郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員による訪問により提供を受けた。

(5) 経営形態別経営統計の集計範囲

営農類型別経営統計で取りまとめた「水田作経営」から「ブロイラー養鶏経営」までの各営農類型に分類した調査経営体に、「その他経営」に分類した調査経営体を加えて集計した。

2 利用上の注意

- (1) 令和元年の調査結果については、調査対象区分の見直しを行い、調査票を税務申告資料から転記する形式に変更したことから、平成30年以前の調査結果とは時系列比較できない。
- (2) 本調査は、全国推計を目的に必要な標本数を都道府県別に配分したものであり、管内結果については必要な標本数が確保されていない場合もあるので、利用に当たっては留意されたい。